

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

東九州プレカット事業協同組合

平成20年9月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I . 東九州プレカット事業協同組合の概要

II . 審査経過・写真

III . 東九州プレカット事業協同組合の審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

## I 東九州プレカット事業協同組合の概要

1. 申請者名称・所在地 東九州プレカット事業協同組合  
代表理事 坂東 和生  
宮崎県日向市大字日知屋 5514 番地 18
2. 認定事業体 東九州プレカット事業協同組合
3. 事業内容・業種 プレカット加工、木製品販売(認定対象業種)
4. 沿革・概要

耳川地域の森林資源は、全国に先駆けて進められた拡大造林の成果が着実に現われてその成熟度を高めており、スギを主体とする素材生産量は、今後増大することが見込まれている。また、流域を構成する各市町村においても、森林組合連合会や森林組合が中心となって製材施設や坑木加工施設が整備されるなど、主産地化に向けた様々な取り組みがなされていた。

このような状況の中で、産地間競争を勝ち抜くためには流域を単位とした生産から加工・流通に至る一貫した体制の構築が重要な課題となっていた。

そうした中、平成7年度に、国産材の高次加工施設としてプレカット加工施設を整備し、付加価値の高い木材を出荷することによって、木材需要の拡大を図ることを目的に本組合が設立された。

### 【会社概要】

設 立	平成7年2月
出資金	1,000万円
構成員	宮崎県森林組合連合会・(有)田本製材工場 清水木材工業(株)・河野木材産業(資) 耳川林業事業協同組合・日向地区国有林材事業協同組合
役 員	代表理事 理事長 坂東和生 (宮崎県森林組合連合会) 副理事長 田本和秀 ((有)田本製材工場) 理 事 高山英男 (清水木材工業(株)) 監 事 河野 訓 (河野木材産業(資)) 監 事 甲斐治郎 (耳川林業事業協同組合)

主要取引 宮崎県森林組合連合会東郷加工場

(株)大忠(木材仕入・販売／日向市)、チトセホーム(株)(工務店／日向市)、(有)三ツ瀬木材(製材／延岡市)、(有)丸満産業(木材仕入・販売／日向市)

取引銀行 宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

従業員 11 名  
(内 訳) 総務部門 2名 (男 1名、女 1名)  
営業部門 1名 (男 1名)  
CAD 部門 3名 (男 2名、女 1名)  
製造部門 5名 (男 5名)

売上高 10,880 万円 (平成 19 年度)

### 【会社沿革】

平成 7 年 2 月 東九州プレカット事業協同組合設立／出資金 1,000 万円  
平成 8 年 8 月 工場竣工  
平成 8 年 9 月 操業開始  
平成 20 年 8 月 現在に至る

### 【木材・木製品の年間取扱実績】－現在、受注は 99%が受託加工

○期間 (1 年) 平成 19 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月

○木材・木製品の取扱量 プレカット加工 11,820 坪 (327 棟)  
※ 1 棟 - 13 m<sup>3</sup>程度

木材販売量 53.0370m<sup>3</sup> (4 棟)

## 【機械設備一覧表】

機 種	メーカー	型 式
横架材加工機	ナカジマ	FA702
柱加工機	ナカジマ	FA702
束加工機	ナカジマ	
火打ち加工機	ナカジマ	
モルダー	バイニッヒ J	P-23
機 種	メーカー	型 式
プレーナー	鈴三鉄工	GN-45
超仕上げカンナ盤	アミテック	RZ-25
コンプレッサー	三井精機	Z226A
集塵機	井上電設	バグフィルター式
乾燥機	森商事	低温式
フォークリフト No1	トヨタ	5FD30
フォークリフト No2	トヨタ	5FD25
フォークリフト No3	トヨタ	6FD25

### 5. 分別・表示管理体制の確立

東九州プレカット事業協同組合には、製品倉庫に認証林産物保管スペースが専用に確保され、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別表示責任者」、各工程の担当者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し認証林産物の普及・PRに努めることとしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷管理計画書」及び「SGEC分別・表示管理体制表」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施するための体制を取っていることを確認した。

**(主な確認資料)**

- ・ 認証林産物分別・管理計画書
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ SGEC 認証林産物分別・表示管理方針書
- ・ 施設・加工場配置図
- ・ 認証林産物生産・出荷管理計画
- ・ 認証林産物生産・出荷管理工程表
- ・ 設計図面、使用確認書、木取表、単品加工図
- ・ 原材料内訳明細／加工品売上内訳明細／仕入台帳等、帳票類

## Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 東九州プレカット事業協同組合の審査経過

東九州プレカット事業協同組合の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの野田昭一、鳥越貞雄、宇佐美均の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成20年8月7日／審査申込

(内 容)

1. S G E C 分別・表示システム、及び全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

8月19日／書類確認及び現地確認

(場 所)

東九州プレカット事業協同組合本社事務所およびプレカット工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 鳥越貞雄、野田昭一、宇佐美均

(出席者)

東九州プレカット事業協同組合 管理部長 村上由紀夫

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 東九州プレカット事業協同組合において事業の概要、現行の仕入れ・加工・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 既存の加工ライン、製品等保管庫における原料、製品の分別状況を確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

9月19日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	山下 友一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 東九州プレカット事業協同組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「東九州プレカット事業協同組合（分別・表示）」の 12 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、東九州プレカット事業協同組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

#### 【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の安全性	1.1. 持続的に事業活動を行いうる事業体である。	東九州プレカット事業協同組合は、産地間競争を勝ち抜くためには流域を単位とした生産から加工・流通に至る一貫した体制の構築が重要な課題となっている中、国産材の高次加工施設としてプレカット加工施設を整備し、付加価値の高い木材を出荷することによって、木材需要の拡大を図ることを目的に設立された。 流域の一構成員として、流域に寄与し、持続的に事業活動を行いうる事業体である。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、財務状態が健全である。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
<b>基準 2</b> <b>認証林産物</b> <b>取扱の業態</b>	<b>2.1.</b> <b>認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。</b>	<p>耳川流域の森林資源は、全国に先駆けて進められた拡大造林の成果が着実に現われてその成熟度を高めており、スギを主体とする素材生産量は、今後も増大することが見込まれている。また、流域を構成する各市町村においても、森林組合連合会や森林組合が中心となって製材施設や坑木加工施設が整備されるなど、主産地化に向けた様々な取り組みがなされてきている。そのような状況下、地域の素材生産業者、製材業者とも連携し、地域材の利用促進に努めており、SGEC 認定事業体として、事業目的・内容が適合している。</p>	<b>妥当</b>
	<b>2.2.</b> <b>認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。</b>	<p>今回の SGEC 認定事業体への取組は、先に SGEC 認証森林として認証されている「山三ツリーファーム」（東臼杵郡美郷町）、住友林業(株)宮崎社有林、王子製紙グループ九州地区社有林、宮崎県諸県県有林等の宮崎県内の認証森林、及び認定事業体として、宮崎県森林組合連合会、住友林業フォレストサービス(株)(以上木材流通)、耳川林業事業協同組合、デクスウッド宮崎事業協同組合(以上製材加工)、(株)アイ・ホーム、(有)バリア・フリー工房(以上工務店)等を想定しており、これらは、SGEC 森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、今後さらに連携を強めていくためのものである。</p>	<b>妥当</b>
	<b>2.3.</b> <b>認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である</b>	<p>今回の取り組みは、耳川流域の認証林産物の利用促進の一翼を担おうとするためのものであり、また国産材、特に SGEC 森林認証林産物の普及を図ることに意欲的である。</p>	<b>妥当</b>

基準	指標	確認事項	判定
<b>基準3</b> <b>分別・表示管理運営の体制</b>	<b>3.1.</b> <b>認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。</b>	同協同組合では、認証材の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理方針書」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、乾燥、加工の各段階で混在しないよう、管理責任者及び部門ごとの管理担当者を設置して、管理にあたることとしている。	<b>妥当</b>
	<b>3.2.</b> <b>分別できる製造工程である。</b>	同協同組合では、明確な分類が可能な製品保管庫、倉庫を備えており、SGEC 認証林産物の受入・保管・加工・出荷の各過程で分別管理できる。また、プレカット加工においては、「生産・出荷管理工程表」に基づき、帳票管理・データ作成・加工・出荷等の各工程のチェック体制、対応事項が明確に定められており、認証林産物を分別できる製造工程である。	<b>妥当</b>
	<b>3.3.</b> <b>認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。</b>	認証林産物の取扱に関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注、受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別・示責任者」、各工程の担当者を設置し、管理体制を確立すること、伝票など帳票類を作成・保存して適宜在庫の管理を行うことを定めている。 さらに、「認証林産物出荷管理計画」及び「分別・表示管理体制」を定め、加工・流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。	<b>妥当</b>

基準	指標	確認事項	判定
<b>基準3</b> <b>分別・表示管理運営の体制</b>	<b>3.4.</b> <b>分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。</b>	同社「認証林産物分別・表示管理方針」により、全体を統括する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「分別・表示責任者」を設置しており、「認証林産物管理責任者」が内部監査(検査)を行い、検査日時・加工担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。	<b>妥当</b>
	<b>3.5.</b> <b>職域で適正な内部研修を行っている。</b>	担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、その他の従業員に対してもミーティングなどを行い、安全作業、SGE森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図るものとしている	<b>向上目標</b>
	<b>3.6.</b> <b>伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。</b>	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定後は、認証林産物専用の「認証材取扱台帳」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	<b>向上目標</b>
	<b>3.7.</b> <b>定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。</b>	「認証材取扱台帳」を作成し、定期的に保管数量の管理及び生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。	<b>妥当</b>